

令和6年4月8日

保護者 様

白子町教育委員会
教育長 御園 正二

学校への電話連絡について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より学校教育についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、千葉県教育委員会では、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供達の成長に真に必要な、効果的な教育活動が持続的に行うことができるよう、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき各教育関係機関と連携しながら、学校の業務改善と教職員の意識改革を進めているところです。

つきましては、教職員の適正な勤務時間を管理する観点から、保護者の方が学校へ電話連絡する際は、下記の時間帯をお願いいたします。

教職員が心身ともに健康を維持しながら児童生徒の指導にあたる勤務態様を維持するために、是非ともご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校への電話連絡が可能な時間帯

学 校	関 小 学 校
時 間 帯	7 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
夜間・休日 学校閉庁日(お盆・年末)	下記の「緊急連絡先」までご連絡ください
長期休業中の平日	8 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

※ 教職員の勤務時間は、8時00分から16時30分と定められておりますが、上記の時間帯であっても、連絡をとりたい職員が不在の場合や学校行事、出張・研修等で不在の場合もありますので、ご了承ください。

2 緊急連絡先

- ① お子様の事故や災害 → 警察・消防署
- ② 中学校部活動 → 各部活動で決められた方法・時間帯で顧問へ連絡してください。
- ③ 夜間・休日・学校閉庁日
→ 白子町役場にて緊急連絡を受けさせていただきます。(33-2111)
※ 「学校名・児童生徒名・保護者名・用件・返信の要・不要」をお伝えください。

3 その他

電話連絡が可能な時間帯以外は、留守番電話対応となり、音声メッセージが流れますが、要件等を録音することはできません。